

改正

平成14年3月29日条例第18号

平成20年9月30日条例第27号

平成25年2月28日条例第1号

令和3年6月29日条例第19号

角田市議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、角田市議会の議員の市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「会派」とは、角田市議会の議員で構成する団体（所属議員が1人の場合を含む。）で、議長に届け出たものをいう。

(交付対象)

第3条 政務活動費は、会派に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第4条 政務活動費の額は、年額とし、4月1日における当該会派の所属議員数に1人当たり5,000円を乗じて得た額（以下「基準額」という。）に年度内の月数を乗じて得た額とする。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、基準額に任期満了日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。

2 年度の途中において新たに結成された会派に対する政務活動費の額は、結成された日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たる場合は、当月。以下同じ。）の1日における当該会派の所属議員数に1人当たり5,000円を乗じて得た額に同月以降の月数を乗じて得た額とする。

3 政務活動費は、4月（前項の会派は、結成された日の属する月の翌月）に交付する。

(所属議員数の異動等に伴う調整)

第5条 政務活動費の額は、交付を受けた会派が年度の途中において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡若しくは脱会又は入会により所属議員数に異動が生じた場合は、当該異動に係る議員数に応じて月割りで調整するものとする。

2 前項の規定による政務活動費の額の調整は、当該異動に係る議員数に1人当たり5,000円を乗じて得た額に当該異動が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たる場合は、当月）以降の月数を乗じて得た額を返還させ、又は追加して交付することにより行うものとする。

3 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において解散したときは、解散の日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たる場合は、当月）以降に係る政務活動費を月割りで返還しなければならない。議会が解散したときも、同様とする。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第6条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、公聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等、市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（経理責任者）

第7条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置き、その収入及び支出について適正に管理しなければならない。

（収支報告書の提出）

第8条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（様式。以下「収支報告書」という。）を作成し、領収書その他その内容を証する書類を添付して議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月20日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したとき、及び議会が解散したとき、並びに議員の任期が満了したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者は、当該解散及び任期満了の日の翌日から起算して14日以内に収支報告書を提出しなければならない。

（政務活動費の返還）

第9条 市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第6条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずるものとする。

（透明性の確保）

第10条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行

う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日条例第18号)

この条例は、地方自治法等の一部を改正する法律(平成14年法律第4号)第1条中地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条の改正規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成20年9月30日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年2月28日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(角田市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第3条の規定による改正後の角田市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前に同条の規定による改正前の角田市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年6月29日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第6条関係)

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費
研修費	会派が行う研修会の開催又は団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派が行う活動又は市政について住民に報告するために要する経費
公聴費	会派が行う住民からの市政又は会派の活動に対する要望又は意見の聴

	取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が行う要請又は陳情活動に要する経費
会議費	会派が行う各種会議及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費

様式（省略）